

事務事業	123	新たな景観まちづくりの推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	02	清潔で美しいまちづくり					
事業内容							
目的	平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。						
対象・手段	区民会議や景観まちづくり審議会を活用し、区民や専門家の意見を踏まえた景観法に根拠を持った景観計画を策定していきます。また、東京都知事と協議を行い、景観行政団体になります。						
成果(事業が意図する成果)							
平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
景観計画の策定	基礎調査終了時点で20%、景観まちづくり審議会の答申時点で50%、景観計画策定時点で100%とします。	(平成19)	年度に (100%)の水準達成				
景観行政団体	東京都知事の同意を得た時点で70%、告示した時点で100%とします。	(平成18)	年度に (100%)の水準達成				
		()	年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
事業成果指標	目標値1	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績1	%	0.00	0.00	20.00	50.00	
	= /	%	0.00	0.00	20.00	50.00	
	目標値2	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績2	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	景観計画を策定するための基礎的な調査を行いました。 景観計画検討小委員会を設置しました。						
平成18年度	景観まちづくり審議会に「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」を諮問し、予定どおり年度内に答申を得られました。						

部名称		都市計画部			課名称		地区計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	0	7,508	6,510		
	人件費	千円	0	0	8,338	8,280		
	事務費	千円	0	0	340	320		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	0	16,186	15,110		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	0	16,186	15,110		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	16,186	15,110		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>景観計画は、基本計画や都市マスタープランとの整合性を図りながら、策定をする必要があります。また、地域特性を踏まえた景観まちづくりを推進していくためには、地形や土地利用の歴史等の詳細な調査を踏まえた、きめ細やかな単位での景観形成方針を作成する必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	2	景観まちづくり審議会に「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」を諮問し、予定どおり答申を得られたため、事業全体としてはほぼ計画どおり進めることができました。					
	効率性	3	景観計画検討小委員会の活用により、景観まちづくり審議会において効率的な議論を行うことができました。					
	実施の成果	2	景観計画を策定することにより、良好な景観まちづくりを積極的に推進していくことができます。					
	行政の関与	3	景観計画は区が策定する計画です。区民や専門家の意見を聞きながら、積極的に取り組んでいく必要があります。					
	妥当性	2	区民会議や地区協議会における議論を踏まえ、景観まちづくり審議会を中心に、区民や専門家の意見を十分に聞きながら景観計画を策定する必要があります。					
	施策寄与度	2	景観計画は、一定の強制力を伴う計画でもあるため、施策目標の達成に寄与できるものと考えられます。					
総合評価	<p>景観計画の方向性については、景観まちづくり審議会からの答申を得られたことから、景観計画を策定するための準備は概ね整ったと考えられます。今後は、景観行政団体になった上で、景観計画を策定することが課題となります。</p>						B	
							過年度評価	
改革方針	<p>都市マスタープランとの整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していく景観計画としていきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になります。</p>						17年度 B 16年度 15年度 14年度	
							方向性	
							1	
							現状のまま継続	